

障害福祉分野就職支援金

貸付制度の手引き

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会

書類の提出先

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1

塚本大千葉ビル5階

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉人材確保・定着推進部 千葉県福祉人材センター

人材確保貸付担当

TEL.043-216-3085 FAX.043-216-3336

目 次

1	障害福祉分野就職支援金貸付制度について	1
	(1) 目的	
	(2) 実施主体	
	(3) 貸付対象者	
	(4) 貸付金額	
	(5) 貸付金の使途	
	(6) 連帯保証人	
	(7) 申請手続き	
	(8) 貸付の決定	
	(9) 貸付金の交付	
	(10) 貸付契約の解除	
	(11) 資金の返還	
	(12) 返還の猶予	
	(13) 返還の免除	
	(14) 届出義務	
2	貸付申請から資金交付までの流れ	6
3	貸付後の手続き（離職・辞退の場合）	7
4	貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	8
5	貸付金を返還することになった場合の手続き	10
6	よくある質問	11
7	様式一覧	13

1 障害福祉分野就職支援金貸付制度について

(1) 目的

この貸付けは、他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就労しようとする者に対し、障害福祉分野就職支援金（以下「就職支援金」という。）を貸し付けることにより、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としています。

千葉県内において障害福祉職員として就労した日から、引き続き2年の間、障害福祉職員の業務に従事した場合は返還債務の全部を免除します。

(2) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会(以下、「県社協」という)

(3) 貸付対象者

以下の全てを満たす方を貸付対象者としています。

① 次のいずれかに該当する方

- ・介護福祉士
- ・介護福祉士実務者研修修了者
- ・介護福祉士初任者研修修了者
- ・介護職員基礎研修修了者
- ・訪問介護員（ホームヘルパー）1級
- ・訪問介護員（ホームヘルパー）2級
- ・居宅介護職員初任者研修修了者
- ・障害者居宅介護従事者基礎研修修了者
- ・重度訪問介護従事者養成研修修了者
（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること）
- ・同行援護従事者養成研修修了者（基礎、応用を受講すること）
- ・行動援護従事者養成研修修了者
- ・その他介護職員初任者研修以上の研修として公的職業訓練機関、地方公共団体、民間企業等が行っている研修を修了した方

② 他業種で働いていた方等であって、千葉県に所在する事業所又は施設に障害福祉職員として就労した方若しくは就労を予定している方(令和3年4月以降に就職した・する方)

※「障害福祉職員」とは、障害福祉サービスを提供する事業所又は施設において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者を指します。

③ 再就職準備金、介護分野就職支援金を受けたことがない方

※その他生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。(今後取扱いが変更となる場合があります)

(4) 貸付金額

①貸付金額は200,000円以内です。1人1回限りとします。

※例として、貸付額が150,000円であった場合でも、後日50,000円を追加して貸し付けることはできません。

②貸付利子は無利子です。

(5) 貸付金の使途

貸付対象となる経費の一例

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護に係る情報収集や講習会参加経費、参考図書の購入費
- ・障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費

・敷金、礼金、転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

※申請後に転居した場合は第48号様式「住所・氏名・勤務先等変更届」と住民票等の提出が必要となります。

・通勤用の自転車又は原付バイクの購入費

※生活費は対象となりません。(就職活動中の休業補償も対象外です)

※直接就職準備に結びつかない費用は対象となりません。

※申請された金額が妥当であるか、お問合せまたは領収書の提出を求める場合があります。

(6) 連帯保証人

以下の要件を満たす個人または連帯保証人を立てる必要があります。

連帯保証人には借受人と連帯して債務を保証していただくこととなります。

なお、貸付を受けた方が返還できない場合には、連帯保証人に返還していただくこととなります。

①個人が連帯保証人となる場合（以下の要件をすべて満たしていること）

ア 日本国内に居住する成年の方

イ 申請日において75歳以下の方

ウ 年収1,500,000円以上有する方

※個人事業主や年金受給者等の方は確定申告書等の所得金額にて判断

エ 無収入の方や生活保護受給者等保証能力のない方以外の方

オ 日本国籍を有する者又は永住者の在留資格を有する方

若しくは特別永住者等の方

カ 千葉県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、実務者研修受講資金、介護分野就職支援金、福祉系高校修学資金、生活福祉資金等の貸付における借受人等になっていない方。

②法人が連帯保証人となる場合（以下の要件をすべて満たしていること）

ア 申込者の就職先（内定含む）の施設等を運営する法人であること

イ 保証能力を有する法人であること

- ・当期純利益が2期以上連続で赤字でないこと(特別な理由がある場合を除く)
- ・純資産(資産合計-負債合計)がマイナスとなっていないこと

その他、流動比率が100%を超えているかや、連帯保証額に対して十分な現預金を保有しているかなどを総合的に判断して、審査を実施します。そのため、預貯金を有しているからといって必ずしも審査に合致するものとは限りません。審査の結果、不承認となる場合もあります。

ウ 連帯保証人になることについて、法人の理事会または取締役会において承認していること

※連帯保証した法人は、貸付決定後に退職などにより借受人と法人の関係が変化したり、関係がなくなったとしても、法人は連帯保証人としての責務を負うこととなりますので、ご注意ください。

(7) 申請手続き

令和4年2月1日から3月31日までに就職した方は、令和4年5月31日までに申請してください。(県社協必着)

令和4年4月1日以降に就職した方は、就職した日から2ヶ月以内に申請してください。(県社協必着)

申請の際には下記の提出書類を県社協へ提出してください。

申請書に記入漏れがある場合や必要書類の添付漏れがある場合には申請書を受理できませんので、提出前によく確認してください。

○連帯保証人が個人の場合

	申請者並びに連帯保証人が提出する書類	申請者本人	連帯保証人
1	障害福祉分野就職支援金貸付申請書(第43号様式)	◎	◎
2	障害福祉分野就職支援金利用計画書(第44号様式)	◎	
3	障害福祉分野就職支援金雇用(内定)証明書(第45号様式)	◎	
4	資格証明書の写し	◎	
5	顔写真付きの身分証明書の写し(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等)	◎	◎
6	住民票(世帯全員分が記載されたもので発行から3ヶ月以内のもの)	◎	◎
7	直近の所得金額を証する書類(確定申告書(控)の写し、源泉徴収票の写し等)	◎	◎
8	在留カードの写し 表・裏(日本国籍を有していない方のみ提出)	◎	◎
9	個人情報の取扱いについて	◎	◎

○連帯保証人が法人の場合

連帯保証人が法人の場合には、下記書類が必要となります。

- ①登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- ②直近2年分の決算書の写し（総括分のみ）

社会福祉法人	学校法人	医療法人/株式会社等
ア 貸借対照表	ア 貸借対照表	ア 貸借対照表
イ 資金収支計算書	イ 収支計算書	イ 損益計算書
ウ 事業活動収支計算書	ウ 事業活動収支計算書	

※なお、3月決算の会社で提出期限までに直近計算書の作成が完了していない場合は完成している年度で2年分の計算書類をご提出ください。※その後の審査によっては、完成次第最新のものをご提供いただく場合があります。

（例：2022年5月に計算書類を提出する3月決算会社の場合、申請期限までに、2020年3月期・2021年3月期の計算書類を提出ください。）

③連帯保証人に関する法人としての決定が確認できる書類

- ア 法人理事会議事録・取締役会議事録
- イ （必要な場合）連帯保証人承諾書

- ④連帯保証確認書
- ⑤財務状況確認書

※詳しくは別紙「法人が連帯保証人となる場合の要件等確認票」をご覧ください、必要書類を揃えてください。

※貸付申請書記入上の注意

- ①訂正がある場合には、修正テープや修正液を使用せずに、訂正箇所を二重線で引いて、訂正印を押印してください。
- ②消せるボールペン等で記入しないでください。

(8) 貸付の決定

提出された書類を審査し、貸付の可否を決定いたします。

貸付決定の場合は千葉県社会福祉協議会会長と貸付決定者の間で借用証書により、貸付に係る契約を締結します。

記入した借用証書は簡易書留、特定記録郵便、宅配便などをご返送ください。

提出書類

- ①借用証書（収入印紙を貼付してください）

※収入印紙は100,000円以下は200円、100,000円を超え200,000円以下は400円

- ②印鑑証明書（借受人・連帯保証人 発行後3ヶ月以内のもの）

- ③貸付金の振込先となる銀行口座の通帳の写し

※借受人の口座となります。

(9) 貸付金の交付

貸付金の交付は一括交付とします。

(10) 貸付契約の解除

借受人が貸付けの目的を達成する見込みがなくなったときは、その契約を解除します。

※その他、次に該当する場合には契約を解除します。

- ① 借受人から借受け辞退の申し出があったとき
- ② 施設、事業所からの採用(内定)が取り消しになったとき
- ③ 採用(内定)を辞退したとき
- ④ 返還免除対象業務に従事できなくなったとき
- ⑤ 虚偽や不正の方法により貸付を受けたことが判明したとき

(11) 資金の返還

借受人は次のいずれかに該当した場合に、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

返還方法 月賦(月額30,000円)、半年賦の均等払い(一括も可)

延滞利子 返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し、年3%の延滞利子を徴収します。

- ① 貸付契約を解除されたとき
- ② 県内において、障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき
- ③ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ④ 他の業種・職種へ転職・就職したとき

(12) 返還の猶予

借受人が次のいずれかに該当する場合は当該事由が継続する期間、貸付金の返還を猶予することができます。

- ①千葉県内において障害福祉職員の業務に従事しているとき
- ②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(13) 返還の免除

次に該当する場合は、貸付金の返還を免除することができます。

- ①借受人が障害福祉職員として就労した日から、県内において、2年の間、引き続き障害福祉職員の業務に従事したとき

※「2年」の計算については、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上とする。

※同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しない。

- ②障害福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務

に起因する心身の故障のため障害福祉職員として継続して従事することができなくなったとき

(14) 届出義務

① 借受人（連帯保証人）は、次に掲げる事情が発生した場合には県社協会長に届け出をしてください。

ア 借受人または連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき（住所・氏名・勤務先等変更届）（第48号様式）

イ 貸付を辞退するとき（辞退届）（第47号様式）

② 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、県社協会長に届け出をしてください。（借受人死亡届）（第49号様式）

③ 借受人は、毎年3月31日現在の就労状況等について4月に県社協会長に届け出をしてください。（業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書））（第50号様式）

※各届出を行う際は、事実を証明する書面を添えて提出してください。

2 貸付申請から資金交付までの流れ

貸付申請 申請書類に必要書類を添えて、県社協に提出



審査及び貸付決定

- (1) 県社協が貸付の可否を決定
- (2) 貸付の可否を申請者に通知
 - ・貸付決定（不承認）通知書



以下は貸付決定の場合

契 約

- (1) 貸付決定者宛に借用証書を送付。
- (2) 貸付決定者は以下の書類を県社協に提出
 - ・借用証書(第46号様式)
 - ※借用証書は日付を記入しない
 - ※借受人、連帯保証人、法定代理人がそれぞれ自著で記入・押印
 - ・印鑑登録証明書(借受人、連帯保証人、法定代理人)
 - ※発行日から3ヶ月以内のもの
 - ・就職支援金の振込先となる銀行口座の通帳の写し



資金の交付

借用証書に記載された口座に障害福祉分野就職支援金を送金（一括交付）

3 貸付後の手続き(離職・辞退の場合)

就職先を離職した時

借受人が就職先を離職し、別の勤務先で指定業務に従事し始めたときは、住所・氏名・勤務先等変更届(第48号様式)を県社協に提出してください。

その際には転職前及び転職後の業務従事届(第50号様式)

(現況報告書・業務従事期間証明書)を併せて提出してください。

※次の勤務先がすぐに決まらない場合は、ひとまず前勤務先の退職までの業務従事届を提出してください。

※千葉県内で障害福祉職員の業務に従事しなくなった場合や他の業種・職種に転職・就職した場合は、貸付金を返還していただくこととなります。

借受けを辞退する時

(1) 借受けを辞退したいときは、辞退届(第47号様式)を県社協に提出してください。

送金後に辞退する場合は以下の手続きも併せて必要です。

(2) 借受人は県社協に障害福祉分野就職支援金返還届(第52号様式)を提出してください。

(3) 県社協は返還決定通知を借受人に送付します。借受人は返還計画どおりに返還金を納付してください。

(4) 返還が完了した場合は、借受人に借用証書と印鑑登録証明書を返却します。

4 貸付後の手続き(返還猶予・返還免除の場合)

借受人が千葉県内において障害福祉職員の業務に従事した場合には、返還の猶予が可能です。また、引き続き2年間当該業務に従事した場合には、貸付した障害福祉分野就職支援金の返還を免除することが可能です。

返還猶予申請

就職後、指定された障害福祉職員の業務に従事した場合、以下の書類を県社協に提出してください。

- (1) 障害福祉分野就職支援金返還猶予申請書(第51号様式)
- (2) 業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)(第50号様式)
※パート・アルバイトとして勤務した方は裏面の従事日数内訳書も記載が必要です
(免除には2年以上の在籍期間と、業務従事日数が360日以上必要です)



返還猶予決定

県社協は返還猶予の可否を決定し、借受人に通知します。



業務に従事

- (1) 返還猶予期間中は、毎年4月に業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)(第50号様式)を県社協に提出してください。
(前年度の業務状況を証明するため4月に提出してください)
- (2) 返還猶予期間中に一旦退職して、他の指定業務の事業所に移られた場合には、住所・氏名・勤務先等変更届(第48号様式)及び業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)(第50号様式)を速やかに県社協に提出してください。

返還免除申請

原則として就職した日から、千葉県内において続けて2年間当該業務に従事した場合には、貸付した障害福祉分野就職支援金の返還免除の対象になります。返還免除に係る書類を県社協に提出してください。

- (1) 障害福祉分野就職支援金返還免除申請書(第53号様式)
- (2) 業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)(第50号様式)



返還免除決定

県社協から返還免除の可否を借受人に通知します。

可の場合は借用証書及び印鑑登録証明書を借受人等に返還します。

5 貸付金を返還することになった場合の手続き

千葉県内で障害福祉職員の業務に従事しなくなった場合や他の業種・職種に転職・就職した場合は、貸付金を返還していただくこととなります。

返還に該当すると思われる場合は、まず県社協に連絡してください。

返還の申請

県社協へ障害福祉分野就職支援金返還届（第52号様式）を提出してください。



※返還事由が発生した翌月から返還義務が発生するため、届出が遅れると
遡った返還計画となり、延滞利子が加算されますので、速やかに提出
してください。

返 還

- (1) 県社協から返還決定通知を送付します。
- (2) 返還決定通知に記載された金融機関口座へ、決定した返還方法で貸付金を返還してください。



返還完了

返還完了となった場合には、借受人と連帯保証人に借用証書と印鑑登録証明書_{を返却}します。

6 よくある質問

1 貸付申請について

(1) 申請方法

Q 1 障害福祉分野就職支援金はどのように申込みますか？

A 貸付条件に該当する方が個人で申請書類を作成し、県社協宛に申込みします。
申込書の送付の際には、簡易書留、特定記録郵便、宅配便などをご利用ください。

(2) 貸付額について

Q 1 障害福祉分野就職支援金の貸付金は200,000円が上限ですが、限度額で申し込むということですか？

A 貸付額は200,000円が上限ですが、障害福祉分野就職支援金は給付でなく貸付であることをふまえ、連帯保証人と相談の上、必要額をお申し込みください。
なお申請内容については県社協で精査させていただき、減額決定の場合もあります。

(3) 貸付金の送金について

Q 1 貸付決定になった場合に貸付金はどのような形で送金されますか？

A 貸付決定後に借用証書により契約を交わした後、指定の口座に送金をします。
送金は貸付決定から1ヶ月程度で着金となります。
詳細については県社協までお問い合わせください。

(4) 返還について

Q 1 障害福祉分野就職支援金は、就職後に2年間障害福祉職員の業務に従事すれば、返済しなくてもよいと思いますが、どのような場合に返還となるのですか？

A 千葉県内で障害福祉職員として就職後、2年間指定業務に従事できなくなった場合等に返還となります。

Q 2 返還決定した後に計画のとおり返済しなかった場合は、どのようになりますか？

A 返還期限を過ぎると、残元金に対して3%の延滞利子が発生します。

(5) 貸付金の使途について

Q 1 子どもの預け先を探す際の活動費について、電車賃等交通費も認めてもらえるのか？

A 貸付対象となります。

Q 2 靴や鞆、自転車の購入費について価格制限はありますか？

A 価格制限は設けませんが、あくまで就職のための準備金として貸付することから、目的にかなったものか審査することとなります。なお、領収書等は申請段階では求めませんが、今後必要になる場合もありますので、保管をお願いします。

(6) 業務状況について

Q 1 業務状況については毎年報告する必要がありますか？

A 業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第50号様式）は就職した月と毎年4月に必ず提出してください。
提出が無い場合は、返還となる場合もあります。

Q 2 就職した施設で障害福祉職員の業務に従事していましたが、半年後に退職してしまいました。何か手続きは必要ですか？

A 県社協に障害福祉分野就職支援金住所・氏名・勤務先等変更届（第48号様式）と転職前及び転職後の業務従事届を提出してください。次の指定業務の仕事が未定で就職活動をする場合には障害福祉分野就職支援金返還猶予申請書（第51号様式）により返還猶予申請をしてください。併せて前勤務先退職までの業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第50号様式）を提出してください。

7 様式一覧

様式番号	様 式 名
第43号様式	障害福祉分野就職支援金貸付申請書
	(別紙) 連帯保証人承諾書
	(別紙) 連帯保証確認書
	(別紙) 財務状況確認書
第44号様式	障害福祉分野就職支援金利用計画書
別紙	個人情報取扱いについて
第45号様式	障害福祉分野就職支援金雇用(内定)証明書
第46号様式	障害福祉分野就職支援金借用証書
第47号様式	障害福祉分野就職支援金辞退届
第48号様式	障害福祉分野就職支援金住所・氏名・勤務先等変更届
第49号様式	障害福祉分野就職支援金借受人死亡届
第50号様式	障害福祉分野就職支援金業務従事届 (現況報告書・業務従事期間証明書)
第51号様式	障害福祉分野就職支援金返還猶予申請書
第52号様式	障害福祉分野就職支援金返還届
第53号様式	障害福祉分野就職支援金返還免除申請書
第54号様式	障害福祉分野就職支援金振込口座変更申請書